

## 平成27年度第2回伊賀地域高等学校活性化推進協議会議事録

開催日時 : 平成28年1月8日(金) 19:00~21:05  
会場 : 県伊賀庁舎7階大会議室  
出席 : 委員 杉浦礼子、谷垣幸次郎、岡森久剛、中谷幸雄、櫻井勝一、  
清水和代、海野淳子、遊免昇司、古川一司、野口俊史、  
上島和久、山田政普、和南義一、庭田佳典、藤永博幸、  
東則尚、加藤幸弘、東直也(18名)  
事務局 教育政策課長 宮路正弘、特別支援教育課長 森井博之  
教育政策課課長補佐兼班長 辻成尚  
教育政策課 上村和弘、西達夫、宇陀和彦  
欠席 : 委員 下猶茂樹

### 事務局(司会)

皆様方におかれましては、ご多用の中、ご出席いただきありがとうございます。ただ今から、平成27年度第2回伊賀地域高等学校活性化推進協議会を始めさせていただきます。

まず、本日の配付資料を確認させていただきます。事項書が表紙の配付資料として、2カ所留めで綴じたものが1冊で、資料1から参考資料9までのページ数は1から39ページになります。よろしいでしょうか。

開催案内の文書でもお知らせしましたとおり、当協議会は公開で行っていますので、大きな会場を使用しています。ご発言はマイクを通していただきますようお願いいたします。

それでは、事項書に沿いまして進めさせていただきます。

「1 あいさつ」として、県教育委員会事務局教育政策課長の宮路正弘からご挨拶申し上げます。

### 1 あいさつ

#### 事務局(宮路課長)

本日、第2回の伊賀地域高等学校活性化推進協議会ということで、本当にお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

第1回の協議会におきましては、これまでの協議の結果や、中学校卒業者の進路状況等を踏まえ、ご協議いただきました。

年が明けまして、1月末にはいよいよ前期選抜の願書受付が始まります。この場でもたくさん協議していただいた名張青峰高校につきましても、4月の開校に向けて準備を進めているところです。名張青峰高校でも前期選抜を実施しますので、より多くの子どもたちに志願していただいて、当協議会でご協議いただいた名張青峰高校のコンセプトが発揮できることを祈っているところです。

また、伊賀地域の他の高等学校も合わせまして、今後とも引き続きご理解とご支援を賜ればと思います。

後ほど、報告させていただきますが、昨年10月に特別支援教育にかかる先進校視

察を実施させていただきました。ご多忙にもかかわらず、当協議会の委員会の中から3名の委員にご参加いただき、ありがとうございます。「特別な支援を必要とする子どもたちの県立高等学校への受入れと支援」につきましては、平成25年度から継続して協議いただいているところです。本日は、今回の先進校視察を通じて調査した他県の取組事例も参考としながら、より協議を深めていただければと思っています。

本日も限られた時間での協議となりますが、有意義な協議となりますことをお願いしましてご挨拶とさせていただきます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

## 事務局（司会）

ここで、欠席についてご報告します。

下猶委員は急遽ご欠席とのご連絡をいただきました。

それでは、杉浦会長にご挨拶いただき、以降の議事進行をお願いします。

## 杉浦会長

皆様、本年も引き続きよろしくお願いいたします。

本年度の協議は伊賀地域の県立高校のあり方につきまして、「特別な支援を必要とする子どもたちの県立高等学校への受入れと支援」及び「地域全体の学科の適正な配置」の2つの観点で引き続き協議を進めてまいりたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

まず、「特別な支援を必要とする子どもたちの県立高等学校への受入れと支援」の観点につきましては、昨年の10月に和歌山県の先進校を事務局担当者と3名の委員の方々に訪問いただき、視察調査を行ってまいりました。平成25年度から協議を進めてきている事項でもございますので、この視察調査の内容も参考としながら、そろそろ当協議会としての意見をとりまとめられるように進めていきたいと思っています。

また、もう一つの「地域全体の学科の適正な配置」の観点につきましても、新たに提示される資料等も踏まえて協議を深め、平成28年度頃までには当地域協議会としての方向性をとりまとめる必要があると考えています。皆様には、ぜひ活発なご意見を交わしていただき、協議を深めていただきますようお願いいたします。本日も21時までという限られた時間ではございますが、活発なご協議をお願いします。

それでは、お手元の事項書に沿って進めていきたいと思っております。まず、事項書の「2 報告事項」（1）について事務局から報告願います。

## 2 報告事項

### （1）第1回協議会（9/1）の協議内容等について

## 事務局

報告事項の（1）は、前回の第1回協議会の協議内容等についてです。1ページの資料1をご覧ください。いただいた主なご意見等の内容は、（1）～（3）の3つでした。

まず、（1）の「名張青峰高校の開校に向けた検討及び準備の状況」については、事務局から報告させていただき、いただいたご意見等をまとめましたので、部分的に読ませ

ていただきます。

1つ目は、「グローバルな視点を育むことも大切であるが、地域の高校としてのローカルな視点も大切ではないか」。矢印からの部分は、事務局からお答えした内容です。

2つ目は、名張青峰高校のキャリア教育に関するご意見で、「将来、社会的・職業的に自立して自己実現を図る力をつける観点からのキャリア教育が必要である」。

3つ目は、「名張青峰高校が成功するためには、情報発信と中学校の進路指導が重要である」。

4つ目は、「来年度から新入生が入学してこない名張桔梗丘高校に在学する生徒の学習環境等を保障していくための検討・準備を進める必要がある」。

それに対して、「名張桔梗丘高校では、学校行事や部活動について名張西高校や名張青峰高校と合同で実施すること等も検討しているが、生徒の思いを尊重して進めていきたい」と、関係の委員からご意見をいただきました。

続いて、(2)の「伊賀地域の中学校卒業生数の予測、中学校卒業生の進路状況等」については、データをもとに説明させていただきました。主なご意見を3つほど書かせていただきましたが、名張青峰高校に関する意見が多かったと思います。1つ目は、「地域外への進学動機は、大きく分けると、大学等への進学と部活動の2つと思われる。名張青峰高校は、その両方のニーズに応える普通科高校であり、中学生や保護者への周知に努める必要がある」。2つ目は、「中学生や保護者は、他地域へ進学しなくても多様なニーズが満たされる名張青峰高校に高い期待を抱いている一方で、入学者選抜の倍率が高くなることを心配している様子である」。3つ目は、「地域の子どもたちが地域で学ぶことができるよう、名張青峰高校についても、進学実績をしっかりと出して、当地域の県立高校との間で切磋琢磨することを願う」というご意見でした。

続いて、2ページ、(3)の「特別な支援を必要とする子どもたちの県立高等学校への受入れと支援」については、1つ目として、「協議にあたっては、特別支援教育等のしくみだけでなく、インクルーシブ教育の理念についても理解しておく必要があるので、このことについて、専門的な立場から説明願いたい」というご意見がありました。また、委員の中から「インクルーシブ教育については、現段階では、主に義務教育段階の枠組みである。高校には入学者選抜があるので、義務教育とは少し違った枠組みとなる」というご意見がありました。「インクルーシブ教育システムの理念について、専門的な立場から説明願いたい」というご意見がありましたので、本日は、特別支援教育課長の森井から、後ほどご説明させていただきます。

このような議論を踏まえ、※印のところにあるように、「本年度は他県の先進的な事例を参考に協議を行う」ことを事務局から提案させていただき、ご了承いただきました。冒頭の挨拶にもありましたが、10月に3名の委員の方にご参加いただき、和歌山県立和歌山東高校への先進校視察を行いました。本日は、その先進視察の調査結果も参考にしてお協議いただきたいと思います。

杉浦会長

前回の第1回協議会の内容等について報告されましたが、これについて、確認あるいはご意見はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項（２）の「名張青峰高等学校の開校に向けた検討及び準備の状況について」、引き続き、事務局から説明願います。

## （２）名張青峰高等学校の開校に向けた検討及び準備の状況について

### 事務局

３ページの資料２をご覧ください。前回の協議会は９月でしたので、それ以降の状況について報告します。まず、（１）制服についてです。１１月７日に第２回学校説明会を実施し、そこで写真の制服を公表しました。制服の選定にあたっては、８月２６日に開催した第１回学校説明会の参加者アンケートも参考にしながら、「名張青峰高等学校準備プロジェクト会議」で選定しました。

次に（２）校歌についてです。前回も報告しましたが、楽曲は現在の名張桔梗丘高校の校歌の楽曲を用いることとしています。歌詞については、名張市広報や伊賀市広報等メディアの協力もいただきながら、平成２７年１０月１５日から１１月３０日までの期間で公募させていただき、３７件の応募がありました。今後、プロジェクト会議で選定し、開校までに制定できるように準備を進めていきます。

次に（３）ＩＣＴ機器等についてです。名張青峰高校は、１人１台タブレットパソコン等のＩＣＴ機器を授業等で活用していくことを、大きな一つの柱としています。そのための環境整備について、既に整備済みのもの、整備中のものを①として、記載しています。②に、整備予定のものとして、タブレットパソコンの保管庫があります。また、③の「その他」として、両校の教職員を対象にＩＣＴ機器の利活用に関する研修を１２月２１日に実施しています。

４ページをご覧ください。（４）施設改修等についてです。①の「既に実施・予定されているもの」については、第１回協議会で報告した内容と同じです。前回の９月１日の協議会で報告した以外のもので、新たに予定された施設改修等は、②として、「特別教室棟の塔時計の更新」と「普通教室棟のトイレ改修」があります。

次に（５）第２回学校説明会についてです。１１月７日（土）に開催し、参加者は約５００人でした。④主な内容について、写真も交えて記載しました。今回は、名張桔梗丘高校の箏曲部による歓迎演奏があり、その後に、説明等が行われました。具体的には、「イ 学科・コースと入学者選抜についての説明」として、両コースの教育課程や、前期選抜の実施及び選抜の方法等の説明がありました。「ウ 情報利活用の育成についての説明」としては、今後の大学入試改革に絡めて、ＩＣＴ機器を活用した学習活動の説明がありました。平成３２年度以降の大学入試では、「Computer Based Testing」を略して「ＣＢＴ」と書いてありますが、この「ＣＢＴ」が導入される予定であることも踏まえ、１人１台タブレットパソコン等を学習活動等に活用していきたいということです。「エ 生徒会による制服・体操服の紹介」については、写真Ｂのように、生徒会によって紹介されました。「オ 部活動紹介」については、一連の説明が終わった後で、校内の各所で活動している様子を、中学生や保護者が見学しました。「写真Ｃ」は、美術部の活動を見学している様子です。

最後に、「２ 今後の予定」についてです。いよいよ開校まで３カ月を切りました。平

成28年4月の開校に向けて、校務運用規定、入学者選抜実施に向けての校内体制、校名表示の看板の設置等、必要な準備を進めていきます。また、部活動の合同実施等の統合にかかる課題への対応について検討を進めていきます。

事務局からの報告は以上ですが、名張青峰高校準備事務局の加藤委員から補足説明等がありましたらお願いします。

## 加藤委員

名張青峰高校の開校に向けた準備につきまして、ご理解、ご協力をいただきまして本当にありがとうございます。平成24年度の当協議会で、統合ということになったときからずっと、中谷、櫻井両委員をはじめ、皆様にご理解いただき、ようやくここまで来たと思っています。また、先ほどの報告にもありましたように、制服や校歌等、対外的に発信するものについては、一定の整備ができてきたと思っています。

一番大事なのは教育内容です。進路指導やキャリア教育、あるいは、単位制による多様な選択科目等、そのような詳細部分について、両校で準備を進めています。また、部活動についての話も先ほど少しありましたが、いよいよ部活動の合同チームを運営していくということで、昨日、両校の部活動顧問が全員集まり、全体的な確認や今後の進め方について部活動ごとに協議し、4月からスムーズに活動できるように準備を進めているところです。

それから、施設改修等についても、資料の記載以外にプロジェクター型の電子黒板をすべての教室に設置する工事が冬休み中に完了し、引き渡しの準備をしているところです。プロジェクターは教室の黒板に直接投影するタイプで、タブレットパソコンも間もなく納品されるだろうと思っています。また、それらに関連する無線LAN施設等の整備も進んでいるところで、校内は工事だらけという状態です。さらに、外壁改修のために外壁も覆われており、トイレの改修工事も行っているという状態で、在校生には少し不自由をかけているかもしれませんが、よりよい環境で4月を迎えられるよう様々な準備が進んでいます。

また、4月を迎えるにあたっては、名張桔梗丘高校ともどもですが、教員の配置も非常に大きな課題です。名張青峰高校は名張西高校の校地にできますが、こちらは学級増になっていきます。一方、名張桔梗丘高校には新入生がいないこととなりますので、大幅な教員減になっていくという中で、どのように教員配置がなされ、両校の教育活動を充実していけるかについては、県教育委員会と引き続きやりとりをしていくということです。

来年度予算についても、今、県のほうでは予算策定の山場になっていて、県教育委員会には随分と努力していただいています。県の財政状況も非常に厳しいということです。部活動の合同練習等のための生徒の移動バス運行についても準備を進めています。平成30年度末には、名張桔梗丘高校にある備品等を移転させなければいけないことになってきますので、そのときにはどのような施設が必要かということも大急ぎで洗い出し、進めているところです。

最後に、一番気にしているのは生徒募集についてです。間もなく前期選抜の志願者数が明らかになってくるところで、中学校からも情報をいただいています。どれだけ志願

してもらえるかです。特に、進学に特化した「文理探究コース」は、難関大学を目指しますので、大学入試等に向けて学力の高い生徒が志願してくれることを想定しながら、教育課程や進路指導を展開することになります。そのような仕組みや教育課程になっていますので、この特色に期待して志願していただけるような生徒をはじめ、今まで他地域に出ていっていたような生徒も含めてどれだけ志願していただけるかということです。また、「未来創造コース」は、これまで名張桔梗丘高校と名張西高校に入学してくれたような生徒が、さらなる期待を胸にどれだけ志願してくれるかと、非常に気をもんでいるところです。

杉浦会長

報告事項の2について説明がありました。これについて、何か確認されたいこと、ご意見などがございましたらご発言いただきたいと思います。

特に質問がなければ、報告事項は以上とさせていただきます、協議事項に移りますが、よろしいでしょうか。

それでは、事項書3の協議事項に移ります。本日の協議事項は2つ予定しています。はじめに「(1) 特別な支援を必要とする子どもたちの県立高等学校への受入れと支援」について、事務局から資料の説明等を願います。

### 3 協議事項

#### (1) 特別な支援を必要とする子どもたちの県立高等学校への受入れと支援について

事務局

この事項につきましては、10月に実施した先進校視察の報告も含めて資料を説明しますが、その前に、前回の協議で「インクルーシブ教育システムの理念について理解をしておく必要があるので、専門的な立場からの説明がほしい」とのご意見をいただいていたので、まず特別支援教育課長の森井からから説明させていただきます。

事務局（森井課長）

19ページの参考資料2をご覧ください。本日は主に、19ページから20ページについて、説明させていただきます。この参考資料2は、平成27年3月に県が策定した「三重県特別支援教育推進基本計画」から抜粋した資料です。

「(1) 策定の経緯」、「(2) 特別支援教育の全般の現状と課題」という形で書かれています。が、(1)には、国の動向も含めて書かれていますので、まずこの(1)について、説明させていただきます。

ご承知のように、成人もですが、障がいのある子どもたちを取り巻く状況は大きく変わってきました。その中で大きな話としては、冒頭に書いてありますように、「障害者の権利に関する条約（以下、「障害者権利条約」）」についてです。この「障害者権利条約」が採択されて、国においても、平成23年に「障害者基本法」が改正され、平成24年には文部科学省の中央教育審議会初等中等教育分科会からの報告という形で、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進」とい

う報告が示されました。そして、平成26年1月には、採択された「障害者権利条約」が批准されました。その後、本年4月に「障害者差別解消法」が施行となり、障がいのある人たちを取り巻く環境、国際情勢は刻々と変わっているとご理解いただきたいと思います。

そのような状況の中で出てきましたのが「インクルーシブ教育システム」で、この理念について、前回の協議でご意見をいただいているということでした。

「インクルーシブ教育システムの理念」については、「(2) 特別支援教育全般の現状と課題」の中に書いていますが、「合理的な配慮」と「学びの場」の大きく2つに分けて説明させていただきます。まず、「合理的な配慮」という部分です。これが「インクルーシブ教育システム」の根幹になります。障がいのある者と障がいのない者がともに学ぶ仕組みがインクルーシブ教育ですが、「障がいのある者が一般的な教育制度から排除されないこと」、「生活する地域において教育の機会が与えられること」、「個人に必要な合理的配慮が提供されること」等が必要であるということが肝心なところです。

この合理的配慮とは何かについては、19ページの下の方の脚注に示しています。簡単に申し上げると、合理的配慮は、これまでも様々な場面で「配慮」という形で行われてきているものですが、「個別に必要とされるもの」であり、「必要かつ適当な変更・調整を行う」ことであることが肝要で、このように定義されています。また、「体制面、財政面において、均衡を失した又は過度な負担を課さないもの」と定義されています。

「この合理的配慮とは、今までの配慮とどこが違うのか」という質問をよくいただきますが、これまで既に行われてきている「配慮」と内容は変わっていません。ただ、肝心な部分は、この「合理的配慮」というのは本人及び保護者の合意形成を前提としたものであるということだと考えています。一方的な配慮ではなく、本人、保護者がきちんと合意をしたもので、その合意のもとに行われている配慮が「合理的配慮」であるということが肝心な部分です。

次に、19ページ下から20ページ上をご覧ください。「学びの場」について書いています。「障がいのある子どもと障がいのない子どもが、同じ場でともに学ぶことを基本としつつも、最も的確に応える学びの場が必要である」ということを書いています。20ページでは、「連続性のある多様な学びの場」と表現していますが、ここは義務教育についての部分です。脚注4に「具体的な学びの場として、小中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校」が示されています。これら義務教育における4つの学びの場があり、これら4つの学びの場が連続してお互いに乗り入れが可能な形になっているというのが、「インクルーシブ教育システム」の構造です。

20ページ上の「その際」から始まる段落が最も肝心な部分になります。「障がいのある子どもが、障がいのない子どもと同じ場でともに学ぶ場合には、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身につけていけるかどうか」が最も本質的な視点となる」ということです。

誤解を避けるために申し上げます。例えば、「障がいのあるすべての子どもたちが、通常の学級で学ばなければならないのか」というご質問いただく場面がありますが、そういうことではありません。ここに「最も本質的な視点」として書いてありますように、それぞれの子どもが学びを最も適切に受けられる場所、授業内容が分かり学習活動に参

加している実感・達成感をしっかりと感じながら、充実して生きる力を身につけていける最適な学びの場所で学ぶことが「インクルーシブ教育システム」の要諦であり、本質的な理念だと考えています。

#### 杉浦会長

「インクルーシブ教育システム」の理念等につきまして、特別支援教育課の森井課長から説明いただきました。委員の皆様からのご質問やご意見は、10月に実施した先進校視察調査の報告後に、まとめていただきたいと思いますので、先進校視察調査について、引き続き事務局から報告・説明願います。

#### 事務局

先進校視察調査について報告しますが、その前に、どのような経緯で先進校視察調査を行ったかについて、確認させていただきたいと思います。

「特別な支援を必要とする子どもたちの県立高等学校への受入れと支援」については、これまでに様々なご意見が出されていきました。例えば、入学者選抜で特別な枠をつくるのはどうかというご意見もあったと思いますが、このことは県全体の入学者選抜制度の問題です。これについては、事務局としてご意見をいただき、諸条件を勘案しながら県全体として検討していきませんが、当協議会だけで協議できる観点ではないということです。

もう一つ、3部制の定時制高校を設置したらどうかというご意見もいただいています。県内には北星高校、みえ夢学園高校、伊勢まなび高校という多部制の定時制高校があり、昼間部と夜間部を置いています。こうした多部制の定時制高校を、当地域にも設置するとすれば、この昼間部の定員分だけ、全日制高校の定員が減ることになったり、上野高校と名張高校に設置されている夜間定時制の統廃合が必要になったりするということで、「地域全体の学科の適正な配置」にかかる議論になります。

このようなことから、まず、高等学校において多様な教科・科目が選択できるように教育課程を柔軟にするなど広く生徒を受け入れることを検討するという観点で、先進校視察を行い、協議を進めることとなりました。高校の入試者選抜では、各校の教育課程、つまり教科・科目を履修して単位を修得できることが見込まれるかが一つの判断基準となります。教科・科目を履修して単位を修得し、卒業できるように、多様な選択教科・科目を設ける等、教育課程の柔軟化・工夫を図ることで広く生徒を受け入れている学校がないかという観点で、今回の視察校を選定し、視察調査を行いました。

先進校視察調査の報告は、実際に行きました宇陀主査から行いますので、よろしくお願ひします。

#### 事務局

5ページの【資料3】をご覧ください。一部、語句表記上の統一等の修正を加えましたが、今回の開催案内に同封したものと同一資料ですので、簡潔に報告したいと考えています。

昨年10月9日（金）に、和歌山県立和歌山東高等学校を視察訪問しました。当協議



会からは、中谷委員、櫻井委員、遊免委員にご参加いただきました。

まず、今回の視察調査の目的と視察先の確認についてです。目的については、「高等学校において、多様な教科・科目が選択できるように教育課程を柔軟にするなど、広く生徒を受け入れる方法等」という観点から協議を進めるために視察調査をしました。

また、この目的を踏まえた視察先については、「発達障がい等を含む特別な支援を必要とする子どもたちに対して、多様な教科・選択科目の選択ができるなど、教育課程の充実・柔軟化を図り、授業方法及び授業形態の工夫等によって、支援している全日制の高等学校」として、和歌山東高等学校を視察調査しました。

次に、和歌山東高等学校の概要についてです。和歌山東高等学校は、昭和49年に創立されて、1学年6学級240人規模の全日制・普通科の県立高等学校です。平成19年度から平成22年度の4カ年にわたり、文部科学省の「高等学校における発達障害モデル事業」の研究指定を受けており、「教育課程の充実及び教材の精選や授業方法・授業形態の工夫などの授業研究」を実施しています。全日制・普通科の枠組みの中で、特別支援教育の実践に取り組み、成果を上げている高等学校です。

聴き取りの等の内容については、5ページ下の(1)から順に記述しています。まず、項目(1)の「発達障がい等を含む特別な支援を必要とする子どもたちの在籍状況」については、「全校生徒の4割程度は特別な支援を必要とする生徒であると認識している」との聞き取り内容でしたが、「家庭的・経済的な事情等を含めて、より広く捉えた場合、全校生徒の7割近くが、特別な支援が必要な生徒であると考えている」というお話でした。

項目(2)の「教育課程の具体的な工夫」以降の項目については、一つひとつ報告しませんが、7ページに「(3) 授業方法及び授業形態の具体的な工夫」、8ページに「(4) 評価及び単位認定」、8ページから9ページに「(5) 支援にかかる教科・校内体制」と「(6) 支援にかかる教職員のスキルアップ(研修)」を、そして、10ページに「(7) 支援にかかる中学校等との連携」、「(8) 入学者選抜」、「(9) その他」について、記述しています。

10ページの下からは、「7 まとめ」として、ここまでの聞き取り内容等の要点を、以下、項目(1)～(4)にまとめ直して記述していますが、特に、11ページの「(5) 視察を終えての感想」について報告します。

この報告の冒頭で触れましたが、「発達障がい等を含む特別な支援を必要とする子どもたちの在籍状況」について、視察校の教職員間でも認識に差があったことから、協議においては、まず「特別な支援を必要とする子どもたち」を、どのような生徒と想定するのかを共通理解する必要があると感じました。また、高校で進学や就職といった「社会との接続」に向けた力をどのように育み、保護者や社会の理解をどのように深めていくのが課題であると感じました。

そして、今回の視察調査を踏まえて、当地域の高校においても取り組めると考えた具体的内容を、以下①～⑧まで列挙してみました。

- ① 入学者の実態に応じて、教育課程の中に、義務教育段階の学習内容にまで遡った「学び直し」を扱う科目設定を含め、多様な選択科目を設置すること。
- ② 入学者の実態に応じて、すべての生徒にとって「わかる授業づくり」(授業のユニ

バーサルデザイン化)を進めること。

- ③ 入学者の実態に応じて、習熟度別に講座編制した授業を展開することなどにより、教科指導の密度を高めること。
- ④ 選択する教科・科目の学習内容や評価方法等について、生徒に対する事前説明を徹底することで、生徒が単位取得の見通しをもって、安心して学べる環境を整えること。
- ⑤ 教科指導において、説明の視覚化、教材の最適化、アクティブ・ラーニングの導入等の工夫を進めること。
- ⑥ 特別支援教育にかかる校内研修等を充実し、教職員が具体的な支援方法等を共有できるようにすること。
- ⑦ 特別支援教育にかかる確実な引継ぎを行うために、高校から中学校への積極的な働きかけを行うこと。
- ⑧ 必要に応じて、専門的人材を活用するとともに、医療・福祉・雇用等の専門機関との連携を図ること。

というように8項目をあげさせていただきました。

以上で、私からの報告を終わりますが、今回の先進校視察にご参加いただきました委員の皆様からは、後ほど、補足説明やご感想などもいただければと思います。

## 事務局

この先進校視察の調査報告は事前に送付していただきましたので、既にお読みいただいているかと思いますが、最後の「視察を終えての感想」の部分について、特に詳しく説明がありました。

本日の協議に関する資料としては13ページの資料4をご覧ください。先ほどの報告を踏まえて、当地域における、「特別支援教育にかかる先進校視察を踏まえた今後の方向性」として考えられる「たたき台」を作成しました。「たたき台」がなければ、なかなか協議しにくいのではないかと考え、この先進校視察の報告を踏まえた当地域での取組の方向性として、当地域で考えられるものを4つあげました。

まずその前に、「なお」から始まる段落についてです。『特別な支援を必要とする子どもたち』というのは、どのような生徒と想定するのか」というご意見も、いろいろと協議を重ねる中で出ていましたので、ここではっきりとしておかななくてはならないと考えました。そこで、これまでの協議の中でいただいた皆様のご意見を踏まえ、「特別な支援を必要とする子どもたち」を、「発達障がい(学習障がい・注意欠陥多動性障がい・高機能自閉症)、情緒障がいの子どもたち」と想定しました。いただいたご意見としては、「軽度の情緒障がい」とおっしゃっていたと思いますが、このような子どもたちを想定して協議を進めていってはどうかということです。また、「こうした子どもたちがいずれの県立高等学校にも在籍しており、今後も入学するという認識に立って協議」し、当地域では次の4つの取組を進めていってはどうかという「たたき台」です。

取組の1つ目は、「教育課程の工夫」です。「教育課程の中に、入学者の実態に応じて義務教育段階の学習内容まで遡った『学び直し』の内容を扱う科目を含め、多様な選択科目を設置する等の工夫を行う」という取組で、そうすることにより高校でも学びやす

くなるのではないかということです。

2つ目は、「教科指導等の工夫」です。「授業における説明の視覚化や教材の最適化、発見学習や体験学習の導入」を進め、一方的に教えるのではなく、授業の中で子どもたちが答えを発見したり体験したりすることによって内容が定着しやすいのではないかということです。また、「指導方法を工夫することにより、すべての生徒にとって『わかる授業づくり（授業のユニバーサルデザイン化）』を進めていくという内容です。「また、入学者の実態に応じて習熟度別に授業を展開したり、各教科・科目の学習内容や評価方法等についての事前説明を徹底したりすることにより、生徒が単位取得の見通しを持って授業に参加し、学習意欲を維持・向上」させるということです。教科・科目の学習の中身や評価の内容を、子どもたちに事前に説明することにより、子どもたちが見通しを持ちやすくなり、学習意欲を維持向上しやすいのではないかということです。

3つ目は、「校内における支援体制の充実」です。どの学校でも「特別支援教育にかかる校内委員会」を設置し、教員の研修会等も行っています。そのような組織や取組を通じて、「特別な支援を必要とする生徒の実態や具体的な支援方法を共有し、教職員のスキルを向上して、学校全体としての支援体制を充実する」という取組です。既にある程度行われている取組ですが、それらをさらに充実していくということです。

4つ目は、「連携体制の充実」です。「高等学校入学後の早い段階から、一人ひとりの障がいの特性に応じた指導を行うために、出身中学校から高等学校へ『個別の指導計画』や『個別の特別支援計画』を、保護者から高等学校へパーソナルカルテ等を確実に引き継ぐだけでなく、各高等学校の特別支援教育コーディネーターが中心となり、合格発表後に各中学校を訪問して情報を求める等、積極的な引継ぎを進める」という取組です。まず、引継ぎをしっかりとやろうということです。「また、必要に応じて外部専門家（発達障がい支援員、スクールカウンセラー、ソーシャルワーカー等）や、特別支援学校のセンター的機能を活用するとともに、関係機関（医療、福祉等）との連携を図ることにより、生徒の自立と社会参画につながる支援を進める」という取組です。このような外部専門家も大いに活用していくということです。

当地域における今後の方向性として、これら大きく4つの取組を考えてみました。本日は、この資料4の「たたき台」をもとにご協議いただければと思います。

## 杉浦会長

それでは、この協議事項について、「インクルーシブ教育システムの理念」や「先進校視察調査」などを踏まえた資料4の「たたき台」が示され、説明がありました。この事項については、30分ほど時間を取り協議したいと思います。はじめにもお伝えしましたが、この事項については、長年、協議を続けてきている事項ですので、活発にご協議いただき、深めていただきまして、当協議会として一定の方向性を見出していきたいと思っています。

まず、資料等の説明内容について、補足や質問がありましたらご発言いただきたいと思います。

## 中谷委員

先進校視察として、和歌山東高等学校に行かせていただいた者として、感想等を少しお話しさせていただきたいと思います。先ほど、ざっとご説明いただきましたが、この学校では平成15年に発達障がいのある子どもが入学してきたということでした。その子どもを支援するために、いろいろな取組をスタートしたということですので、十数年取り組んできていて、昨日今日に始めてできたものではなく、かなり苦労されているということです。

そのような中で、印象に残っている教頭先生の言葉がありました。学校内を見せてもらった後に、「やっと授業中、自分の席でじっと座れるようになりました」ということをおっしゃっていました。発達障がいや情緒障がいのある子どもはじっとしていることが苦痛であることもありますので、廊下を徘徊したり教室をうろうろしたりという姿だったようです。「十数年間の取組の中でやっと自分の席で授業を受けられるようになりました」と、しみじみとおっしゃっていました。

確かに実際の授業を見せてもらったら、自分の席で寝ている子どもがいたり、携帯電話を触っている子どもがいたり、隣の子ともとしゃべっている子どもがいたり、決して授業に集中している姿ではなかったのですが、どの教室でも必ず席には座っていました。廊下を徘徊する子どもや教室内をうろうろする子どもは一人も見かけませんでした。小学校の子どもたちとつきあう中で、いろいろなケースに触れますが、じっとしてられないというのは発達障がいのある子どもたちの特徴の一つである場合もあると思うと、この教頭先生のおっしゃったことがすごく重く感じられました。

また、興味がある授業をすることが一つかと感じました。興味がないと徘徊等することにつながりますので、少しでも興味のある授業を、わかりやすい授業を工夫することが一つのポイントであると思いました。いろいろと細かいテクニカルな部分もあるのですが、習熟度に合わせてクラス分けして、少人数で授業を行うという取組も見せてもらいました。わかる授業、極端なことを言えば、「九九」からやるということもおっしゃっていましたが、子どもたちに興味を持たせる授業、わかる授業をするのが、一つ大きなポイントだと思いました。

それと、10ページの「(9) その他」のところに書かれていますが、「教職員の認識を『困った生徒』から『困っている生徒』へと転換していくことが最も重要」とあるように、先生方やコーディネーターの方々全員が「困った生徒」という認識から「困っている生徒」という認識に変えるということ。すべての教職員が、そうした共通の認識で子どもたち捉え直すことが非常に大きいポイントであるとおっしゃったことも印象に残っています。

それから、4月の入学前からの中学校との連携として、特別支援コーディネーターの方が、毎日のようにそれぞれの中学校に行き聴き取りしてくるということです。一人ひとりの子どもの障がいの度合いは当然違いますし、家庭環境もそれぞれに違いますので、5月のゴールデンウィーク頃までに聴き取りを終え、先生方全員で共通認識を持って子どもたちと接していくという取組をされているということです。先生方に、かなり時間をかけて、根気強く、粘り強く対応していただかないと、なかなか難しいと強く感じました。

「発達障がい」、「情緒障がい」と、一言で言えば簡単ですが、様々な障がいがあります。その程度も様々ですし、そのバックボーンである家庭環境も様々だと思います。その多様な一人ひとりを支援していくことは、本当に大変なことだと思いますが、この学校はそういうことをやりだしているということです。ただし、現在の状態に至るまでに十数年かかっているということです。ですから、そんなに簡単にはいかないのかなとも思いますが、逆に、やっていかなければいけないのかとも思いました。

それと、もう一つ大きな問題は、特別な支援を必要とする子どもたちに、社会に出て、自立していける力を養っていかなければならないということで、一番大きなポイントだと思います。この和歌山東高校においても、この点については、まだ今後の課題だということも、おっしゃっていました。

ですから、この伊賀地域にどのような子どもたちがいて、どのような支援が必要なのかということから、しっかりと取り組んでいく必要があります。あるいは、時間をかけて、現場の先生方、家庭、社会が一緒になって粘り強く、根気強く取り組んでいく必要があるのかなと感じました。

#### 櫻井委員

ほとんど中谷委員が話をしてくれたので重複すると思いますが、続けて、実際に視察に行った私の印象を述べます。

まず、5月の連休頃までに先生方がほとんどの子どもたちの出身中学校へ行って、あるいは、個々に面談したりすることで、それぞれの子どもの状況を把握されている。これは、やれそうでなかなかできないことではないかと感じました。その中で、今後、この子どもたちをどう支援していくのかということ把握・学習しながら指導している。

それと、7ページの写真に古典の授業の様子がありますが、3クラスに分かれて授業していました。授業中の各教室にも入らせていただきましたが、3クラスそれぞれは、習熟度別に内容が違いました。きちんと前を向いて勉強をする態勢ができていたクラスが1つありました。少し横を向いている子どもがいたり全く机の上にもものを出してない子どもがいたりするクラスが1つあり、先生はそれを根気よく指導されていました。語弊があるかも知れませんが、3つ目のクラスへ行くと、ほとんどの子が横を向いていて、そのような状況の中でも先生が根気よく指導されていました。先生方も、個々に相当頑張ってみえるという印象を受けました。

もう一つは、部活動が非常に盛んであって、レスリングやフェンシング等、多くの高校にあまりないような部活動も4つほどありました。特に、レスリング部が強く、全国レベルでも相当活躍している生徒が出ているということで、先生方も力を入れているのかなと思いました。

これは国の教員加配の関係もあるかと思いますが、生徒が少なくなってくると、先生の数も少なくなってきました。私は団塊の世代の最後で、1クラス50人の教室の中で学びましたが、このまま生徒が少なくなっていったら、先生が大勢いてもっといろいろなことを教えてもらえるのかなと思っていたところが、生徒が少なくなるにしたがって先生も少なくなるという状況です。去年でしたか、結局は、先生をさらに3,000人ほど少なくしようと国が言っていたような記憶があります。国は、言っていることと

やっていることが違うのではないかと考えています。その辺のところをもっときちんとやらないと、子どもたちの伸び代がなかなか発揮できないというか、上がっていかないのではないかと感じました。

#### 中谷委員

一つ言い忘れました。もう一つは、集団に馴染めない子どもたちが多いため、そのような子どもたちの居場所、逃げ場所が学校の中にいくつか設けられていました。どうしても集団に耐えられない子どもたちは、そういうところに行ってしばらく休憩するという居場所も学校の中につくられていました。

#### 遊免委員

大半は他の委員から言っていただきましたが、視察に行った私からも少し申し上げます。視察調査に行かれてどうでしたかと聞かれたときに、中谷委員が「すごかったですね」と即答されました。

というのは、資料の表現はきれい事と言ったら失礼ですが、このような表現で書いているものと、実際に目に映ったものとは相当なギャップがあったということです。つくろうという意識のもとに立てば、先生方の負担は計り知れないものがあるだろうと思いました。聴き取りの中でも、辞めた先生もいらっしゃるし、精神的に追い込まれた先生もいらっしゃるということも聞かせていただきましたので、やはりその点も本当に考えていかなければいけないのではないかと感じました。

それと、先ほど櫻井委員がおっしゃったように、部活動が盛んな高校でして、発達障がいのある生徒や部活動を目的に来ている生徒がいるようですが、部活動を目的に来ている生徒の多くは精神的にも強いのかなと思いました。この点は聴き取りができなかったのですが、特別な支援を必要とする生徒がいる中で、他の生徒の負担というものではないかと思っています。そういった、生徒に対する支援も考えていかなければならないのではないかと感じました。

自分の印象の中でショックを受けた部分と、ここをこうしていかなければいけないという思いを強く持った部分を述べましたので、検討していただきたいと思いました。

#### 杉浦会長

先進校視察に参加いただきました委員の皆様からも、感想を交えて補足いただきました。今までの説明等を踏まえた13ページの資料4の「たたき台」をご確認いただき、皆様からご意見をいただき、そのご意見を反映して次回の協議会で一つの方向性としてとりまとめたものをつくっていきたいと考えています。本日は、この資料4の「たたき台」についてご意見をいただきたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

資料4の「たたき台」は、伊賀地域の県立高校が入学者の実態に応じて取り組む具体例を提示したものです。保護者の方はこれらの具体例を、どのように捉えられるのか、ぜひ、ご意見をいただきたいと思っています。伊賀地域の委員の皆様からもご要望があつて、協議を深めてきましたが、保護者の立場からご要望等がありましたらご意見をいただきたいと思っています。

## 海野委員

小中学校で特別支援学級に通われている子どもの保護者の方は、高校受検に関してはかなり過敏になってみえます。というのは、特別支援学級に入級してしまうと県立高校を受検できないのではないかと考えてみえる保護者も実際にいらっしゃって、いわゆるグレーゾーンのような子どもに関して、学校から何か指導が入った場合に、ずっと通常の学級で子どもを過ごさせる保護者も一部いらっしゃるのではないかと思います。特別支援学級に在籍している子どもが普通に県立高校を受検することは可能で、問題なく現在も行われているのかということの確認と、入学者選抜の際の学力検査のときに特別な配慮をしていただいている例があれば、教えていただけたらと思います。

## 山田委員

城東中学校でも、過去2年間にわたって私どもの特別支援学級に在籍した生徒が、あけぼの学園や伊賀白鳳高校に、それぞれ複数名入学しています。その子どもたちの状況についても、定期的に高等学校の先生が来ていただいて、卒業生の様子をいろいろと聴かせてもらっています。対象の卒業生たちがきちんと高校で単位が取れるかどうか心配していましたが、成績は上位ではないものの、随分頑張っているというような報告も受けています。これは、高等学校の先生がかなり個別的に丁寧に支援していただいている結果だと思えます。今おっしゃられたように私も、入学した段階でそういうハンディがあるとしましたが、実際にはそういう状況です。

ただ、このような子どもたちは、知的な障がいとしては軽度の子どもたちです。入学試験でも非常に厳しいところで入学してきたと思いますが、そのあたりでは大きな壁になってくるのではないかと思います。先進校視察報告の中の、入学者選抜制度にかかわるところは、「入学者選抜において特別な選抜枠を設けていない」と、1行で終わっていますが、三重県の入学者選抜には定員があって、それに対する志願者があって、その結果、実質的に競争試験になっています。たまたま入れたのは、たまたま入れる条件があったので入れたと思いますが、そのあたりが一つ大きな課題になってくると思っています。

## 杉浦会長

それでは、三重県の入学者選抜制度の現状等について、事務局から説明願います。

## 事務局

まず、中学校で特別支援学級に在籍していて県立高校を目指すという場合でも、中学校卒業見込みですので、願書・必要書類等を添えて出願し、受検することができます。違いとしては、特別支援学級と通常の学級とでは学ぶ内容が違うので、調査書に書かれる評定の扱いが少し違います。通常の学級で学んでいる子どもたちの評定は数字で表記されますが、特別支援学級で学んでいる子どもたちについては、同じことを学んでいるわけではないので、評定欄の一部が空欄になることもあります。合否判定の際には、1段階、2段階、3段階と段階的に判定しますが、3段階目のところで、きちんとそのよ

うな子どもたちも含めて総合的に合否判定しますので、受検に全く問題はありません。その学校の教育課程を履修できるかどうかというあたりは、合否判定の材料になります。

なお、合否判定においては、障がいのあることを理由に不合格としないということになっています。

#### 清水委員

保護者として気になるところがあります。視察に行っていた和歌山東高校では、発達障がいの子どものうち、席に座ることが難しかった子どもたちも、今は着席できているということでした。例えば、県立高校で特別支援が必要な子どもたちを受け入れた場合、そういう子どもを受け入れることによって一般の入試で入ってきた子どもたちの授業の妨げになったり、授業のレベルが下がってしまったりというような影響が出ないのかが気になります。

#### 杉浦会長

先進校視察の調査報告の資料3には、「医師から発達障がいと診断されている生徒数は、10人未満であるが、全校生徒の4割程度は特別な支援を必要とする生徒であると認識している」とありましたので、残りの6割はそうではない生徒ということだと思います。その6割の生徒の状況についての確認だと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

#### 事務局

委員には高校の校長先生もいらっしゃいますので、ご意見をいただければと思いますが、高校に入学した以上は、各学校とも限られた教員数の中で、子どもたちにできる限りの支援をしていただいています。先ほど、入学実態の紹介がありましたが、あけぼの学園高校のように実習的な科目が多いところでは、そのような子どもたちがある程度学びやすい環境となるように工夫していただいています。どの学校においても教員数には限りがありますが、障がいの状況に応じて、できる範囲の中でしっかりと支援していると認識しています。

#### 加藤委員

少し視点がずれるかもしれませんが、和歌山東高校と伊賀地域の各県立高校を比較したときに、共通する部分と異なる部分があると思います。違う部分としては、和歌山市という都市の中の通学圏内に高校が何校あるかということです。また、世間一般で言うところの「輪切り」の状況が、ずいぶん違うのではないかと思います。和歌山東高校には、テストの点数で考えたときに、かなり厳しい子どもたちが集まっている状況があるであろうと想像しますが、伊賀地域の各高校には、非常に幅広い学力層の生徒が入学してきています。例えば、名張西高校も、就職する生徒もいれば名古屋大学へ進学する生徒もいるという高校です。上野高校もそうだと思います。そういったところは、和歌山東高校と伊賀地域の県立高校とでは、非常に違うところではないかと思いながら聞かせていただきました。



和歌山東高校が一生懸命に取り組まれていることは、たいへん尊敬に値すると思いますが、伊賀地域の県立高校の取組はどの程度かということです。上野高校の東委員のご意見もお聞きいただければと思いますが、伊賀地域の県立高校では特別支援教育にかかる取組もずいぶん進んでいると思っています。教科指導の工夫や校内の支援体制、校外との連携体制、パーソナルカルテ、個別の支援計画の話もありましたが、少なくとも伊賀地域の県立高校がやっていないわけではありません。

先ほど、あけぼの学園高校や伊賀白鳳高校の話もありましたが、入学していただいた生徒に対して、全日制の高等学校の中での特別支援教育にしっかりと取り組まなければならないという、少なくとも問題意識を持っていますし、伊賀地域の各県立高校には、必ず特別支援コーディネーターもいますし、特別支援教育にかかる校内委員会もあります。

ただ、入学者選抜における特別な選抜枠は三重県にはありません。何をもちて障がいがあると判定するのか、障がい者手帳を持っているかどうかとかそういう話になっていきますが、仮に障がい者手帳を持っていれば、別枠での合格を認める、例えば、名張西高校の学科に別枠で合格させるというような制度は、三重県にはありません。和歌山東高校と同じところまでいけるかどうかは別ですが、通常の全く同じ入学者選抜を受けて入学していただいたら、特別な配慮をどこまでするのかということについては、当然しなければなりません。どの学校にも入学してくる可能性があるという認識でやっていくのが現状だと思っています。

そのような中で、今、山田委員の話にもありましたし、保護者の立場からのご意見にもありましたが、13ページの資料4に、特別な支援を必要とする子どもたちとはこういう子どもたちと想定するという中で、「発達障がい」と「情緒障がい」の子どもたちを対象とすると書いていただいています。しかし、伊賀地域で一番課題になっているのは、特別な支援が必要な子どもたちが高等学校にも入学していますが、入学していない子どもたちもいるということです。山田委員がおっしゃったように、障がいがある子どもたちの中には、高校に入学してこられるような子どもたちもいますが、高校に入学してこられない子どもたちもいるということです。例えば、発達障がいの中でも高機能の自閉症の子どもたちは知的レベルが非常に高い子どももいます。コミュニケーションはうまくとれないけれども、ペーパーテストは非常にできるという子どもたちがどこの県立高校にもいます。高機能自閉症の子どもたちは、どこの高校にも在学しているという認識のもとに立たなければならないと思っており、知的障がいにあたるかどうかは専門の方のご意見を聞かねばなりません、そういうことが課題ではありません。障がいがあるために学習になかなかついていけなくて、いわゆるペーパーテストの点数が低いという子どももいるかもしれない。それが知的ではない障がいがあることによって学習になかなかついていけずにペーパーテストの点数が低い子どもなのか、あるいは、知的障がいがあつて、ペーパーテストの点数がなかなか取れない子どもなのかということではなく、高校入試のハードルを超えられない子どもたちへの対応をどうするのかというのが、伊賀地域における一番大きい課題ではないかと感じます。「特別な支援が必要な子どもたち」の範囲を、この「発達障がい」と「情緒障がい」の子どもたちだけと想定していいのかどうか、現在の入学者選抜ではなかなか入学できない状況にある子どもたちのことが、

伊賀地域では一番大きな課題ではないかと思えます。

その観点からいくと、この13ページに具体的な取組例が4つありますが、中でも1番の「教育課程等の工夫」が一番大事だと思います。「多様な選択科目」と書いてありますが、できれば少人数の、そして、いろいろな障がいのある子どもたちが、できるだけ伸び伸びとできるような選択科目や授業をどれだけ設置できるか。その結果、到達地点は今よりも低くなるかもしれないので、難しい部分がどうしても出てきますが、そういう子どもたちができるだけ伸び伸びと学ぼうと思えるような、できるだけ少人数の選択科目をたくさんつくれるような教育課程の工夫を考えることが、伊賀地域においては一番大事ではないかと思えます。

#### 杉浦会長

先ほどご指摘いただきました資料4の2段落目ですが、「本協議会における『特別な支援を必要とする子どもたち』とは」というところに関してのご意見をいただいています。この点のご指摘については、森井課長から「インクルーシブ教育システムの理念」についてご説明いただきました折に、20ページのところがポイントになるのではないかということでした。「障がいのある子どもが、障がいのない子どもと同じ場でともに学ぶ場合には」という部分で、「授業内容がわかる」、「学習活動に参加している実感・達成感を持てる」ということのほか、「充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身につけていけるかどうか」というところが最も本質的な視点となるという説明がありました。このあたりとも照らし合わせながら、本協議会としてとりまとめる方向性の中で、「特別な支援を必要とする子どもたち」の定義について、伊賀つばさ学園の東委員にもご意見をいただきたいと思えます。

#### 東直也委員

私も、13ページの最初のところの「なお」以降のところは、きちんと押さえるべきだと思います。特別支援学級に在籍している子どもたちすべてが高等学校に進学することでは決してないのだろうということ。去年の協議会の後半でも、この議論がされていたとは思いますが、様々な障がいのある子どもたちが特別支援学級に在籍している状況の中で、例えば、知的障がいの子どものすべてが高校へ進学するということでは決してないのだろうと思っています。特に中学校の特別支援学級において様々な教育課程や授業内容を工夫していただいていると思えますが、その中の一つに特別支援学校の知的障がいの教育課程で学習している子どもたちがいるわけです。ここでは一般の教科とは全く異なってきますので、当然そういった子どもたちが高校の入学選抜をクリアして、さらに高校で専門的な教科を履修をしていくのは、かなり難しいところがあるだろうと思えます。

したがって、高校の教育課程を学ぶ段階では、一つ、高校の教育課程を履修できるというところを見据えたうえで、適切な進路指導をしていくのが基本にならなくてはならないと考えています。それでも、「グレーゾーン」といわれるように、どこで線を引くかというときに、きちんとした線引きが難しいのが現状だと思います。

本校においても来年度の高等部の受検に向けての教育相談を行っています。40名か

ら50名の子どもたちの教育相談を受けました。高等部の数も大変増えて来ていまして、来年度の見込みからいっても、おそらく、伊賀つばさ学園開校以来の多数の子どもたちを迎えることになると思っていますが、教育相談をしていく中で、多くの子どもたちが、高校と伊賀つばさ学園の併願という形で教育相談に来ているのが現状です。

また、例年に比べて、今年は一つ異例のことがあります。伊賀つばさ学園の中学部の3年生に在籍している子どもたちは、例年ですと一桁ですが、今年は18名ほどいます。今年の学年は義務教育の段階で特別支援学校に在籍している子どもたちが多いという状況があり、それに加えて教育相談の数は非常に多くありました。何回か教育相談を重ねていく中で、そういった子どもたちの多くからは、高校に決めたと返事をいただいています。学校の先生方も、不安があるので教育相談だけは受けに来ましたということで、まず入口の部分で履修できるかどうかというのを一つの進路選択の基準として、中学校側もさらにそこに力を入れていく必要があるだろうと思っています。

そのうえで、高校に入ってからはどこを重視するかといたら、私も加藤委員がおっしゃったことと一緒に、13ページの1番目の「教育課程等の工夫」になってくるだろうと思っています。資料26ページにある、昨年度に策定された「三重県特別支援教育推進基本計画」にも、その辺のところが書かれています。「教育課程と授業の充実」として、今後の教育課程の編成や、教科指導の配慮・工夫といったことも含めて、更に検討していくということを書いていますから、この辺のところがより現実的なものとしてどういうふうにやっていけるかというのが一番根本だと思います。

資料4の2番、3番、4番については、一定、高校における特別支援教育の推進の中で非常に充実してきていると思っています。特に、伊賀地域の一つの特徴として、中学校と高校の様々な観点での情報伝達も丁寧に行われているところがあると思っていますので、その辺のところは、伊賀地域の一つの強みとして、今後も取り組んでいっていただろうと思います。今後の具体的な取組の方向性を考えるうえで、教育課程、指導内容について、どのような工夫が一層できるかというところを、さらに議論していく必要があるのではないかと考えています。

#### 杉浦会長

各高校の授業内容が理解できるか、履修できていくかどうかというところに関しては、入学者選抜を経て入学してこられたら大丈夫だろうという、一つ、そういう方法は必要であろうということかと思っています。当協議会の方向性について、まず、特別な支援を必要とする子どもたちの対象というものを明確にしておかなければならないと思いますが、今までのご意見に対して、小中学校の立場からということで和南委員、ご意見がございましたら、お願いします。

#### 和南委員

今までの話を聞かせていただいて、いろいろと考えるところがあります。入学者選抜制度がある以上、その学習ができるかどうかということが、焦点となるのかなとは思いますが。

ただ、社会情勢が変わってきて100%近い子どもたちが高校進学をしているという

ことです。98%以上がしているのですね。学びたいという意欲を持つ者に学ぶ場を保障していかないといけないのではないかと感じています。

先ほど「インクルーシブ教育」のところで、こういう説明もあったのではないかと思います。必ずしも通常の学級で一緒に学ぶことを言っているのではありませんという説明で、大事なはその子が充実して学ぶことができる場をどう提供するか、それが「インクルーシブ教育」で大事なことではないですかというご説明もあったと思います。履修できるかどうかというのは、当然気になるところだとは思いますが、できる限り学びたいと思う子どもたちの意欲に応えていくようにしていくことが大事だと思っています。

和歌山東高校についても、9ページのところで「教育相談委員会」、それから、「Q-Uアンケート」もやっていただいているということで、現在、中学校でかなり力を入れているところです。多分この学校は、先ほど根本的に特別な支援を必要とする子どもたちの捉え方というふうに話し合ったと思いますが、ここにあがっている子どもたちについて、かなりの研修を積んでいるのではないかと思います。「教育相談委員会」の中で研修を積んできているのだらうと思います。それから、現在、中学校で特に力を入れているところだとは思いますが、「Q-Uアンケート」等で生徒指導上の部分についてもやっているのだらうと思います。

先ほど高校のほうでもそういうところを力を入れて、伊賀地域の学校についてはやってきているというお話も伺ったと思います。できる限りそういうところを見ながら、なんとか学びたいという子どもたちを受け入れるという学校が伊賀地域にできていけばという思いを持っています。

それから、多様な選択科目とか、その子どもたちが本当に充実して学ぶ場を提供していくためには、いろいろな選択科目を設置したり、指導方法の工夫改善をしたりしていくことを、13ページの1番と2番に書いてくれてあります。当然それぞれの学校で、中学校でも努力しているし、高校でも努力されていると思うのですが、これを実現していこうと思うと、やはり人が必要になってくるのだらうと思っています。

和歌山では県費単独予算で非常勤講師ということも書かれていますし、多分、文部科学省の研究指定のときには、国の教員加配等もついていたのかなと思いますが、現在、そういう教員加配措置等はどのようになっているか、聞かせていただけたらありがたいと思います。

## 事務局

文部科学省の研究指定事業を受けていたときは、おそらく教員加配措置があったと思いますが、その後の教員加配措置はなかったであらうと思います。どの学校でもそうですが、限られた教員数の中でどれだけのことをやっていけるかということです。

## 東則尚委員

私も特別支援学校で勤務した経験があります。最初に、高校はどの程度対応して、どの程度努力しているのですかというご質問に対してです。

特別支援学校の様子と照らして考えると、私が経験した高校の中ではかなりやっていると実感しています。限られた状況の中ですが、あらゆることを検討します。13ペー

ジにまとめてもらっているように、これらはほとんどの学校が既にやっているのではないかと思います。学校間でいろいろな差があると思いますが、そういう視点なり、努力の方向性なりは、きちんと出るのだろうと思っています。

一番気になるのは、「合理的配慮」です。「個別に必要」や、「必要かつ適当な変更・調整を行う」等について、19ページ下の脚注のところで説明いただきました。また、履修ができるかどうかという言葉が盛んに使われますが、高校で認定行為と言われるものには4つあります。まず「履修認定」で、欠席・出席のことです。どれぐらいの出席で履修を認定するかという判断を、一番先にします。次の認定行為は「単位の習得の認定」で、単位を取れたかどうかです。ここは評価の方法にかかわってくることです。それから、「進級の認定」、「卒業認定」と、この4つの認定があります。この認定行為をすぐに考えてしまいます。

この子どもに入学してもらったとして、このような認定行為をすべてクリアできるかどうかということです。言葉としては、「教育課程が履修できるかどうか」となっていますが、具体的に申し上げるとそういうことであろうと思います。

その際に、この「合理的配慮」ということを考えていきますと、この子どもにかかる認定行為と他の生徒たちにかかる認定行為とを、全く別ですということにはできないと考えています。例えば、国語Ⅰ、数学Ⅰ等といろいろな科目がありますが、それぞれの科目の目標をどの程度達成しているかによって、単位習得を認定していきます。その際に、両者の判断、評価の基準は全く別ですというようなことは、「合理的配慮」ではないと考えられますので、そこをご理解いただく必要があると思っています。

もちろん、入学していただいた以上は、あらゆる支援をしています。ここに書かれている教育課程をはじめ、指導方法、連携体制、校内での協力、いろいろなことをやります。

例えば、私はこのようなことを経験しました。聴覚障がいでも全く聞こえないお子さんが入学したのですが、そのときにどういうことをしたかです。当然、人的配置、人的措置は何もないのですね。限られた教員数の中で、全員の教員の空き時間で、その子の隣にいて、ノート提供を行いました。聞こえませんが板書以外はわかりませんので、その子のために、教員が授業中の説明を聞いてノートをとります。そして、ノートを生徒に見せながら、ずっと対応してきました。そのうち、それは大変だということで、途中から人事のほうが人的措置をしてくれたということがあります。そのような可能な限りの努力をさせてもらっていることはご理解いただければと思います。

## 杉浦会長

「合理的配慮」について、様々な認定行為の中で、それでも個別にしていかなければいけないのかどうかということに関して、意思統一しておいたほうがいいのかというご提案をいただきました。この点につきまして、ご発言がある方おみえになりますでしょうか。

大学はもちろん義務教育ではありませんので、高校等に比べると本当に多様な選抜方法で入学者を受け入れています。選抜が多様になってくると、多様な問題を抱えている学生が入学してくるということもあります。単位認定について学生から不満が起こらな

いためにも、認定行為は公平でなければならないと考えていますが、その辺につきましては、皆様いかがでしょうか。

## 上島委員

たくさんの方からいろいろなご意見を聞かせてもらっている中で、私が一番感じたのは、この協議事項の1番です。「特別な支援を必要とする子どもたちの県立高等学校への受入れと支援」という大きな題目について、ここで本当に議論して、議論したことがきちんと実現できるのかということも、私はずっと疑問に思っています。

といいますのも、余りにも課題が大きいからです。「支援」のほうは先ほどからあったように、それぞれやってくれていると思いますし、それなりの成果も十分みるところもあるかと思いますが、「受入れ」の入口のところは、当地域だけでいくら議論しても、それでできるのかと思います。県の考え方としては、きちんとその辺のことを統一しておかないと、ここだけでいくら議論しても、それが徒労に終わってしまったのでは意味がないかという感じがします。

県全体での今後の特別支援教育の方向性について、ここで話し合ったことが大きな役割を果たしてくることもあるとするなら、それはそれでいいと思います。そういう部分では、なかなかそれぞれの立場でも思いの違うところもありますし、先ほどからありました「合理的配慮」や「インクルーシブ教育」のことが、義務教育を終えた後、どうなっていくのかということが非常に大きな課題であって、ここで結論を出してどうこうするとかはいかななものかという感じを受けたところです。

また、小中学校の子どもたちの実態を見る中で、ちょうど来年度の人事のことにかかわって、子どもたちの入学者数も予測しているところですが、年々、特別支援学級に入級する子どもの数が増えています。名張市だけを見ても、この夏に行った教育相談等々が、担当者だけではできないぐらい数が増えているわけです。来年どうなるのかなと危惧しているところです。また、特別支援学級に在籍する子どもたちだけでなく、障がいのある子どもたちを含めて、それ以外に通常の学級に在籍する特別な支援を要する子どもたちもいるわけです。学校教育が本当に多様でいろいろな子どもたちを受け入れる中では、現場は本当に苦労が多いかと思います。また、我々がその環境を整えていくために、県教委と連携を取ってやらなければならないのですが、なかなか厳しい状況もある中で、子どもの学びたいという気持ちを大事にすることが何より必要なことではないかと思うところです。

特別支援教育にかかわっては、国の制度、そして県の方向も大きなものだと思います。特にこれについては、我々だけではできないこともたくさんあるかと思うところですが、そういうものも皆の力を結集して、極端に言えば、ある一定の枠は、三重県が全国に先駆けてやるぐらいのことでやってくれるといいのではないかと思います。皆で議論して、さらに深めていかなければならないこともあります。これまでも、現状の中でも、本格的にはあまりそういうことがされていません。三重県としても、もう一つというふうなことも結構聞かせてもらっているということで、そういう面で、次回で方向性を出すということは、なかなか難しいことではないかと思いました。県教委の考え方も聞かせていただきながら、ここで議論をすることが意義あるような形にしていれば大変

ありがたいと思います。

#### 杉浦会長

協議事項がもう一つ残っていますが、随分時間もなくなってきました。「特別な支援を必要とする子どもたち」の対象をどうするのかということ、そして、具体的な取組例について、これだけはというご意見等がありましたら、お願いします。

#### 加藤委員

上島委員が言われましたように、「受入れ」と「支援」が課題ということで、「支援」についてはいろいろあると思いますが、伊賀地域の協議会としては「受入れ」というところが一番の課題だと考えていく必要があると思います。

この観点から言ったときに、端的に言えば、中学校まで特別支援学級に在籍していた子どもを、高校で受け入れることができるかどうかという話です。中学校では通常の学級ではなくて、特別支援学級にいる、又はいるのが適切だが、中学校卒業後の進路について非常に迷う保護者がみえる。高校には通常の学級しかないのですが、障がいの状況から考えると中学校の特別支援学級に在籍している生徒を、高校の通常の学級で受け入れるということになるとすると、高校の1学級40人の授業の中で受け入れることは非常に困難だと思います。高校としては、合否の判定の一つに各校の教育課程を履修できるかどうかということがありますので、少人数の選択科目などをたくさん設置する等、教育課程を緩やかにすれば、高校入学後の履修認定や単位の習得認定ができるのではないかと思います。もちろん、年度ごとの入学者選抜の倍率や高校によっても異なりますが、教育課程が緩やかになれば、少なくとも合否の判定の基準も緩やかになるということです。合否判定の基準は、教育課程と連動性があるわけなので、教育課程を緩やかにすることに意味があります。

そして、次の議論として、これから伊賀地域の中学校卒業生数は、まださらに減少していく中で、「地域全体の学科の適正な配置」をどうしていくか、地域の学校をどうしていくかということがあるわけです。そのような中で、それぞれの学校にどのような特徴をつくっていくかです。すべての学校に少しずつ選択科目を設けてもあまり意味がなく、やはり、どこかの学校にそういうことを見据えた選択科目をできるだけたくさん設けて、教育課程を柔軟にしていくことで、実質的にハードルを下げ、「受入れ」が可能になるということです。このことを、「地域全体の学科の適正な配置」ともかかわりながら、今よりも「受入れ」が可能になる方向で進めていくことが必要ではないかと思います。

#### 野口委員

加藤委員がおっしゃったことは、私も同感の部分が多くあります。

例えば、小中学校の例を出してみると、特別支援学級に入っている子どもと特別支援学級に入るボーダーラインの児童生徒が通常の学級にいる場合、あるいは、特別支援学級に行くべきだが、保護者の考えで通常の学級へ入っている場合があります。私が言いたいのは人員のことなのですが、通常の学級の中で実際問題、どういう対応をしているかということ、介助員は主に特別支援学級につくわけですが、市ではいろいろな支援がで

きる方を市の単独予算でつけています。資料4の中で言えば、3つ目の「校内における支援体制の充実」についてです。ここにある支援体制の充実とは少し違いますが、やはり、県が通常の学級に在籍している特別な支援が必要な子どもたちを支援する人の予算をつける気があるのかどうかです。例えば、発達障がいのある子どもたちの中には、国語は大変すぐれているが、数学的な力がすぐれていないという場合もあり、果たして高校に受け入れることができるかどうかということもあります。また、一例ですが、国語の時間は十分一人でやっていけるが、数学の時間で人的な支援ができるのか。現在、義務教育では定数の中の先生でやっているわけですが、県に覚悟を持っていただいて、県単独予算で人をつけることが絶対に必要だと思います。また、加藤委員が言われたような過程を経ながら、進めていくことも可能ではないかと思われま

#### 中谷委員

先ほど上島委員がおっしゃったような「受入れ」の部分については、すごく心配な部分があり、まず、県立高校に入学を希望する子どもたちが、100%入学できていればいいですが、なかなか難しい部分があるのかなというところでは。あと一つ、加藤委員がおっしゃったように、伊賀地域の高校においても、高校入学後の支援については十分やっていただいているというのは、非常に心強く話は聞かせていただきましたが、一番大事なのは、「特別な支援が必要」といっても、様々な支援が必要な子どもたちがいるということです。高校教育の場で、その子どもたちに、自立して社会に出ていける力をいかに育むのかというところが一番大事な最終目的だと思います。単位を取れるような授業も大切ですが、子どもたちが自立できて社会に旅立てるような教育、支援に一番の重きを置いていただければと思います。

#### 杉浦会長

そういった意味で、「社会で生きる力を身につけていける生徒であるかどうか」という観点も入ってくるだろうと思います。

ほぼ終了予定時刻にはなっていますが、事項書で提示しました2つの協議事項については、次回も引き続きの協議となります。ただ、先ほど加藤委員からのご発言の中にありましたとおり、協議事項の2つ目の「地域全体の学科の適正な配置」とも切り離せない内容となっていますので、残りの時間の中で、本日、提示されている資料5と資料6について、事務局から資料説明だけお願いしたいと思います。

前回、提示した資料に関する質問や要望があり、それに応えた資料も用意されていますので、資料説明だけでも聞いておきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

### (2) 地域全体の学科の適正な配置について

#### 事務局

「特別な支援を必要とする子どもたちの県立高等学校への受入れ支援」の協議にかかる「特別な選抜枠」については、第1回協議会でも説明させていただきましたが、県全体の入学者選抜制度にかかわる問題ですので、この地域協議会の場での議論ではなかな



か協議できないことです。「結論が出せるのか」というご指摘でしたが、これは県として受け取らせていただき、今後、協議を進めていきたいと思えます。「方向性をまとめる」という言い方をしましたのは、この協議会として、まず資料4の部分で協議し、加藤委員がおっしゃったように、それらの取組を進めることで結果的に受入れの部分が少し広がるのではないかとということです。今年度の協議では、この部分については、まとめの方向にもっていければと考えています。

本日の2つ目の協議事項については、資料説明だけになってしまいますが、次回ご協議いただくにあたって、本日、資料説明させていただき、次回にご意見をいただけたらと思えます。

まず、32ページの参考資料4をご覧ください。今までも何回も見ていただいた資料で、伊賀地域の中学校卒業者数の推移と予測データです。第1回、もしくはその前からも、協議するにあたっては、青山町は名張市の側に入れて考えたらどうかというご意見をいただいています。伊賀市の旧青山町の青山中学校では、進学先としては名張市内の高校や津方面へ進学する生徒の割合がかなり高いので、伊賀市と名張市という分け方ではなく、伊賀北部と伊賀南部とに分けたらどうかというご意見でした。

このようなご指摘をいただき、今回、16ページに、伊賀北部と伊賀南部に区分した資料6をご用意しました。「伊賀北部」「伊賀南部」の注釈にありますように、「伊賀北部」は伊賀市から青山町を除き、「伊賀南部」は名張市に青山町を加えています。小計の「卒業者数」の欄に、1,598、1,515、1,506と数字が並んでいますが、先ほどの32ページの参考資料4と比べると1ないし2違うところがあります。これは、数字を算出するにあたって、1.011%や0.998%などの変動率を掛けて、四捨五入していますので、繰り上がり等が生じることによるものです。資料6と参考資料4の数字が一致しないのは、変動率を掛け、四捨五入することによって生じた誤差ですので、間違いではありません。

次に、14ページの資料5をご覧ください。「地域全体の学科の適正な配置」については、これまでもずっとご協議いただいていたところでした。1番の「これまでの協議」の「(1)平成24年度協議会のまとめ」としては、当地域においては、大学等の高等教育機関への進学ニーズに対応する学校、職業に関する専門的な知識と技術を習得できる学校、多様な選択科目から進路希望や適性に応じて学びたい科目を主体的に選択して学べる学校を適正に配置して、多様な学習ニーズに対応すること等を通じて、県立高校の活性化を図っていくことが求められるとまとめられました。

「(2)平成25・26年度協議会のまとめ」から抜粋した主な意見としては、1つ目は、「今後、平成31～33年度頃には地域全体の1学年の学級数が28学級程度になり、平成25年度に比べて4学級程度減少することが共通認識され」、「地域の小中学生や保護者等への周知に必要な期間を考慮しながら、協議する必要がある」という意見がありました。2つ目は、「平成18年9月の『協議のまとめ』には、平成27～33年度頃に伊賀地域の県立高校が4校になるというイメージが示されているが、本当に4校になっていいのかをよく考えて、議論する必要がある」という意見です。3つ目は、「地域としては普通科への志向が強いという意見があるが、地域のニーズを分析したうえで、普通科や総合学科等を今後どうしていけばよいかを考えなければならない」という意見で

す。

ここで、39ページの参考資料9をご覧ください。これまでも見ていただいた資料ですが、左端の平成27年度は、伊賀地域の6つの高校の1学年学級数の合計が29学級です。平成28年度は、ご存じのとおり、名張青峰高校が開校し、中学校卒業生数が増えますので、5つの高校で合計31学級になります。そして、平成31～33年度頃には、さらに中学校卒業生数が減っていきますので、地域全体の県立高校の1学年の学級数が28学級程度になるのではないかと予想されています。

この平成31～33年度頃を見据えて考えることとなりますが、当協議会の協議では、ある高校が何学級になるという各高校の募集定員を考えるのではなく、その頃の地域全体の県立高校のあり方についてご意見をいただきたいということです。

もう一度、14ページの資料5をご覧ください。「2 今後の協議」にあるように、「地域全体の1学年の学級数が28学級程度となることが予想される平成31～33年度頃の伊賀地域全体の県立高校のあり方については、子どもたちや地域のニーズ、各県立高校が担う役割、学科のバランス、学校規模等の様々な観点から検討する必要があります」。各高校の募集定員は、中学校卒業生数や進路状況等によって、県の方で策定することですので、単にある高校が何クラスということを考えるのではなく、「子どもたちや地域のニーズ」や、「各県立高校が担う役割」、「学科のバランス」等、様々な観点から、「将来的な伊賀地域全体の県立高校のあり方」を考えていく必要があるのではないかとということです。そして、協議にあたっては、まずは、「子どもたちや地域のニーズを踏まえた、各県立高校が担う将来的な役割（あり方）の観点から協議」してはどうか考えました。

14ページ3番の「各高等学校のあり方」は、平成24年度の第2回協議会の資料から作成し、当時の文章を現在に合わせて加筆・修正したものです。平成24年度当時は、名張青峰高校を「名張新高校」と表記していましたが、例えば、上野高校は地域でこういう役割を果たしているのではないかと、あけぼの高校は地域でこういう役割を果たしているのではないかと協議したうえで、「名張新高校」はこういう役割を果たす、こういう位置づけの高校になると協議していったと記憶しています。

平成31～33年度頃のあり方を協議するにあたって、今一度、まず、「子どもたちや地域のニーズ」の観点から考えて、それぞれの高校がどのような役割を果たすのだろうかということを考えていただくための資料です。次回の協議会で改めて資料説明させていただきますが、各高校の記述についてお目通しいただき、「子どもたちや地域のニーズ」の観点からご意見をいただきたいと思えます。

なお、15ページには、資料5の参考資料として、それぞれの高校についての情報を掲載しています。例えば、上野高校は伊賀北部の中学校から61.2%、伊賀南部の中学校から31.6%と、平成27年度在籍生の出身中学校の地域別の割合を示しています。あけぼの学園高校は、「上記以外の県内中学校」が11.9%と多く、これは亀山市の中学校出身の生徒が多いと思えます。当然、名張青峰高校の在籍生はまだいませんが、参考のために、名張桔梗丘高校と名張西高校の在籍生の状況は記載しました。また、それぞれの高校を平成27年3月卒業した平成26年度卒業生の進路状況も掲載しました。

このような数値的な資料も参考にしながら、各学校にどのような役割（あり方）が求められるかということ、保護者の方や地域の方のご意見をいただきながら、改めて見

直して、今後のあり方についての協議を進めるための足掛かりとしたいと考えています。

杉浦会長

それでは、次回の協議会では、「たたき台」となっている資料4について、再度、ご協議いただきたいと思います。また、先ほど事務局からも補足説明がありましたが、この協議事項のタイトルである「受入れと支援」の「受入れ」にかかる入学者選抜の制度については、県全体ではなく、あくまでも地域協議会として協議できる内容で進めていきたいと思っています。

また、2つ目の「地域全体の学科の適正な配置」についてのとりまとめは、資料5をベースに固めていきたいと思っておりますが、切り口としては、14ページの「2 今後の協議」に書いてありますように、「子どもたちや地域のニーズ」、「各県立高校が担う将来的な役割（あり方）」、「学科のバランス」、「学校規模」等の様々な観点からご協議いただきたいと思います。次回の協議会までに、資料4と資料5を熟読いただき、ご発言いただきたいと思います。

終了予定時刻となっておりますが、協議事項の「(3) その他」はありますか。

事務局から、「(3) その他」の協議事項はありますか。

事務局

特にその他は予定していません。

杉浦会長

それでは、報告、協議事項は以上となりますので、この後の進行は、事務局に戻します。

事務局（宮路課長）

本日は、長時間にわたりご協議をありがとうございました。途中、中谷委員からは「子どもたちの自立」というキーワードを出していただいたと思います。「受入れと支援について」という形で今回ご協議いただきましたが、ご指摘のとおり、「支援」の部分が多いのですが、高校に入っただけで良いというわけにはいかず、高校に受け入れてきちんと自立ができるような教育ができなければならないということです。また、加藤委員からありましたように、そのような「支援」が進むことによって「受入れ」が進められていくということかと考えています。

県で考えていくようなことについては、県としてもしっかりと検討させていただいて、今後も考えていくことになると思いますが、今年決めて、来年しますという簡単な問題ではありませんので、いろいろな地域の状況を見ながら検討していきたいと考えています。次回も引き続きご協議いただきますが、できるだけ地域のニーズに沿った形でご意見をいただけるように、よろしくお願ひしたいと思っています。

本日は、ありがとうございました。

## 4 諸連絡

事務局（司会）

長時間のご協議、ありがとうございます。最後に、2点、連絡させていただきます。

1点目です。次回、第3回の協議会の日程につきましては、2月22日（月）の19時からの予定とさせていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

2点目です。机上に置かせていただいた旅費等にかかる書類及びマイナンバー連絡票について、まだご提出いただいていない方は、お帰りの際に事務局にお立ち寄りください。また、学校関係の方につきましては、開催案内に書かせていただきました方法により、旅費の請求をお願いします。

連絡事項は以上2点でございますが、その他、何かございますか。

それでは、これもちまして、第2回伊賀地域高等学校活性化推進協議会を閉会します。本日はありがとうございます。